

冬のくらしに 安心を

市は、雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がいのある方がいる世帯に対して、冬のくらしを支援する助成を行っています。

9月2日(月)受付開始！
毎年登録が必要です



問合先

〒068-8686

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

高齢介護課高齢者支援係 ☎ 35-4132

対象世帯

市内に住所を有し、市民税が非課税または均等割のみ課税されている、一戸建て住宅に居住の、次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯は除く）

- 世帯の全員が70歳以上（昭和30年3月31日以前生まれ）
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方がいる
- ※70歳未満であっても、病気やけがにより除雪ができず、助成を希望する方は、お問い合わせください。

利用者登録

制度を利用するには、除排雪事業者との契約前に登録が必要です。申請書を登録受付窓口に参加または高齢介護課高齢者支援係に郵送してください。手続きナビのページからオンライン申請も可能です



登録受付窓口

- 高齢介護課高齢者支援係 ●北村・栗沢両支所
- 幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター

※代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

項 目		雪下ろし助成 	間口除雪助成 	定期排雪助成 
登録事業者との契約	契約方式	単発契約	シーズン契約 ※12月31日(火)までに契約したものが対象。	
	対象作業	●家屋の雪下ろし作業 ●家屋の雪下ろし後の運搬排雪 ●屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪	●道路除雪後の間口の置き雪などの処理 ●自宅敷地内で処理できなかった場合の運搬排雪	●敷地内にためた雪の定期的な運搬排雪（10回以上の作業契約が対象）
市の助成	割 合	処理費用の2分の1	処理費用の3分の1	
	上 限 額	1回当たり20,000円を上限に、1シーズン2回まで	1シーズン20,000円	1シーズン15,000円
注 意 事 項		車庫や物置などの雪下ろしは対象外です	間口除雪助成と定期排雪助成は、どちらか一方しか利用できません	

自分が助成の対象になるのかなど、分からないことがあれば気軽にお問い合わせください。詳しい内容は、市ホームページにも掲載しています



ID：3776

事業者の方へ

助成の対象となる作業を行うには、毎年事前登録が必要です。

事業者登録の受付窓口

岩見沢土木事業協同組合（7西2） ☎ 24-3408

